

平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目3番8号
安田倉庫株式会社
取締役社長 田 中 稔

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、平成18年6月28日までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸三丁目3番8号
当社本店 7階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第138期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第138期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第138期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
（2頁から14頁まで）に記載の通りであります。
- 第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

303, 434個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第138期利益処分案承認の件

当期の利益処分案は、別添の「第138期報告書」（22頁）に記載の通りであります。

利益処分につきましては、経営体質の強化を図りながら、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、安定的な配当を維持することで株主の皆様のご支援に報いることを基本方針とします。内部留保資金につきましては、物流施設、不動産施設の整備・拡充及び情報システムの強化等に充当し、中長期的な業績の安定と向上による企業価値の増大に役立てる所存でございます。

以上の方針に基づき、当期の利益配当金につきましては、1株につき6円とさせていただきますと存じます。

この結果、年間の配当金は、平成17年12月にお支払いいたしました中間配当金6円とあわせて、1株につき12円となります。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役13名に対し前期と同額の35,000,000円を支給させていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 主な変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものです。

① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものです。変更案第10条（単元未満株式についての権利）。

② 株主総会においてより充実した情報の開示を行い、株主の皆様の利便性を高めることができるよう、新設するものです。変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）。

③ 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面又は電磁的記録により行うことができるよう、新設するものです。変更案第25条（取締役会の決議の方法）第2項。

- ④「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴い定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併わせて行うものです。変更案第4条（機関）、第7条（株券の発行）、第11条（株主名簿管理人）。
- ⑤その他全般にわたり、会社法に合わせた表現の変更及び構成の整理等を行うものです。
- (2) 医薬品等の取扱いに関して関係官庁の手續上必要とされる事業目的の追加を行うものです。変更案第2条（目的）。
- (3) 株主総会の招集手続きの明確化を図るため、招集権者を定めるものです。変更案第15条（招集権者及び議長）。
- (4) 取締役及び監査役の適正な員数を定めるため、上限を設けるものです。変更案第19条（員数）、第28条（員数）。
- (5) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年に短縮するものです。また平成17年6月29日開催の第137回定時株主総会において選任された取締役の任期に関する附則を設けるものです。変更案第21条（任期）、附則第1条。
- (6) 当社の機関運営の明確化を図るため、取締役会規程及び監査役会規程についての授權規定、並びに会計監査人に関する規定を設けるものです。変更案第26条（取締役会規程）、第33条（監査役会規程）、第35条（選任方法）、第36条（任期）、第37条（報酬等）。
2. 定款変更の内容
変更の内容は次の通りであります。

現行定款・変更案対照表

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は安田倉庫株式会社と称し、英文を用いるときはThe Yasuda Warehouse Company, Limitedと称する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>安田倉庫株式会社</u>と称し、英文を用いるときはThe Yasuda Warehouse Company, Limitedと称する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省略)</p> <p>15. (新設)</p> <p>16. 前各号に関連する事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p> (新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p> 第2章 株 式</p> <p>第5条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は1億1,850万株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p> (新設)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>15. <u>16. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業</u></p> <p><u>17. 前各号に関連する事業</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、<u>本店を東京都港区に置く。</u></p> <p><u>第4条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p> 第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数は、1億1,850万株とする。</u></p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 (自己株式の取得) <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 (1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u> 但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条 (株式取扱規則) <u>当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、その他株式に関する取扱及び手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第8条 (自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (名義書換代理人) <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第10条 (基準日) <u>当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p>	<p>第11条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></u></p> <p>第12条 (株式取扱規則) <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(第3章 株主総会に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条 (総会の招集) 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(移設)</p> <p>第12条 (総会の議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役社長事故あるときは<u>予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条 (総会の議決方法) 株主総会の議決は法令又は定款に別段の定めある場合を除き<u>出席株主の議決権の過半数で行う。</u> <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。</u></p> <p>第14条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (招集権者及び議長) 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。<u>但し、その代理人は議決権を行使することができる当会社の株主に限る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条 (株主総会議事録) <u>株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (員数) 当会社の取締役は<u>5名以上</u>とする。</p> <p>第17条 (選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第18条 (任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p>	<p>第18条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行通り)</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(移設)</p> <p>第19条 (報酬等) 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第20条 (取締役会の招集及び議長) 取締役会は取締役社長が招集してその議長となる。 取締役社長事故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要がある場合は、<u>さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第21条 (取締役会の権限) <u>取締役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p>	<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(第3項移設)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (取締役会の決議) <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数を以てこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (取締役会の議事録) <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (役付取締役及び代表取締役) <u>取締役会の決議を以て会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>取締役会の決議を以て、前項の役付取締役の中より会社を代表すべき取締役を定める。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第25条 (員数) <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u></p>	<p>第25条 (取締役会の決議の方法) <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u> <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第26条 (取締役会規程) <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第27条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第28条 (員数) <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (選任) <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第27条 (任期) <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第28条 (報酬等) <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第29条 (監査役会の招集) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要がある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第30条 (監査役会の権限) <u>監査役会は法令に定める権限を有する外監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u> <u>但し監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p>第29条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第31条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第31条 (監査役会の決議)</u> 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数を以てこれを行う。</p> <p><u>第32条 (監査役会の議事録)</u> 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p><u>第33条 (監査役会規程)</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(移設)</p> <p><u>第33条 (常勤監査役)</u> 監査役は互選を以て常勤の監査役若干名を定める。</p>	<p><u>第34条 (報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(移設)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第35条 (選任方法)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>第36条 (任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条 (決算期) 当社の<u>決算期は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第35条 (利益金の処分) <u>当社の利益金は法令に別段の定めあるものの外株主総会の決議を以て処分する。</u></p> <p>第36条 (利益配当) <u>利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>第37条 (中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を</u>することができる。</p> <p>第38条 (除斥期間) <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第37条 (報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条 (事業年度) 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第39条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第40条 (中間配当) 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>第41条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第21条の規定にかかわらず、平成17年6月29日開催の第137回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の第139回定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>本附則は、期日経過後これを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役 藤本隆生、森 研二、蟹澤修一、藤田久行、尾嶋進兒、高丸 博の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 橋野彦彦、鯨井賢一、富田正夫の3氏が本総会終結の時をもって取締役を辞任されますので、取締役9名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	藤 本 隆 生 (昭和22年3月7日生)	昭和44年4月 当社入社 平成3年5月 国際物流部長 平成9年1月 国際輸送センター所長 平成10年6月 取締役国際輸送センター所長 平成11年11月 取締役物流開発部長 平成13年7月 取締役国際営業部長兼物流営業第四部長 平成13年12月 常務取締役国際営業部長兼物流営業第四部長 平成14年10月 常務取締役 平成18年1月 常務取締役国際輸送センター所長 (現在)	18,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
2	森 研 二 (昭和21年12月28日生)	昭和44年4月 安田信託銀行株式会社入社 平成6年4月 同社神戸支店長 平成8年5月 同社新潟支店長 平成11年1月 当社出向 営業第二部担当部長 平成11年6月 常勤監査役 平成12年6月 取締役物流営業担当部長 平成13年7月 取締役物流営業第二部長 平成16年4月 常務取締役(現在)	20,600株
3	蟹 澤 修 一 (昭和22年5月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年11月 物流営業部担当部長 平成12年6月 取締役物流営業部長 平成13年7月 取締役物流営業第一部長 平成16年4月 常務取締役 平成17年4月 常務取締役物流営業開発部長 平成18年4月 常務取締役営業第二部長兼営業開発部長(現在)	27,060株
4	藤 田 久 行 (昭和25年2月3日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年11月 大井営業所長 平成14年1月 経理部長 平成14年6月 取締役経理部長 平成17年6月 常務取締役経理部長(現在)	17,710株
5	高 丸 博 (昭和24年3月28日生)	昭和50年1月 当社入社 平成11年11月 北大阪営業所長 平成14年1月 大井営業所長 平成16年6月 守屋町営業所長 平成16年6月 取締役守屋町営業所長 平成17年7月 取締役情報システム部長(現在)	18,800株
6	千 葉 禎 美 (昭和27年10月23日生)	昭和51年4月 株式会社富士銀行入行 平成11年12月 富士コーポレートアドバイザー株式会社出向 平成13年5月 みずほ証券株式会社出向 平成14年4月 みずほ証券株式会社入社 平成16年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 当社顧問(現在)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
7	松下陽一 (昭和26年12月12日生)	昭和51年4月 当社入社 平成13年7月 大黒営業所長 平成14年10月 東扇島営業所長 平成16年4月 営業第一部長(現在)	10,100株
8	高橋幹夫 (昭和31年8月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 総務部長(現在)	14,900株
9	永野明宏 (昭和31年1月13日生)	昭和60年4月 当社入社 平成12年9月 システム流通センター所長 平成16年4月 システム営業部長 平成17年4月 業務部長(現在)	1,100株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 北村必勝氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、候補者田中敏男氏は北村必勝氏の補欠として選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
田中敏男 (昭和23年2月3日生)	昭和46年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成12年6月 同社取締役嘱兵庫本部長兼嘱兵庫業務部長 平成13年6月 同社常務執行役員兼兵庫本部長兼兵庫業務部長 平成14年7月 株式会社損保ジャパン常務執行役員兼関西第二本部長兼関西西業務部長 平成15年4月 同社常務執行役員 平成16年6月 財形信用保証株式会社代表取締役社長(現在)	一株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 田中敏男氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
深澤正宏 (昭和15年7月3日生)	平成元年4月 安田生命保険相互会社人事部審議役 平成元年4月 安田不動産株式会社参与 平成元年6月 同社取締役ビル営業部長 平成4年6月 同社常務取締役ビル営業部長 平成5年6月 同社常務取締役総務部長 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長(現在)	500株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 深澤正宏氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます尾嶋進兒、及び取締役を辞任されます橋野安彦、鯨井賢一、富田正夫並びに監査役を辞任されます北村必勝の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴
橋野安彦 (昭和19年6月15日生)	平成11年6月 常務取締役 現在に至る
鯨井賢一 (昭和22年10月7日生)	平成13年6月 取締役 現在に至る
尾嶋進兒 (昭和22年6月19日生)	平成14年6月 取締役 現在に至る
富田正夫 (昭和23年7月20日生)	平成15年6月 取締役 現在に至る
北村必勝 (昭和19年6月2日生)	平成15年6月 監査役 現在に至る

以上

メ モ

株主総会会場ご案内



会 場：東京都港区海岸三丁目3番8号 当社本店 7階会議室
最寄り駅：JR田町駅及び都営浅草線・三田線三田駅
より徒歩10分
芝浦ふ頭駅（東京臨海新交通「ゆりかもめ」）
より徒歩5分